

## ■地域密着型通所介護に関するQ&A（平成27年12月11日時点版）

※基準省令および通知等が国から正式に示されていないため、変更となる場合があります。

**Q 1 地域密着型通所介護となる事業所の指定更新申請は、県と市町のどちらに行うことになるのか。**

A 1 指定有効期限が平成28年3月31日までの事業所は、県に更新申請を行います。（なお、県は通所介護事業所として指定しますが、平成28年4月1日以降は、地域密着型通所介護事業所のみなし指定となります。）

指定有効期限が平成28年4月1日以降の事業所は、事業所所在地の市町に更新申請を行います。また、平成28年3月31日において事業所が所在する市町以外の市町村を保険者とする利用者がいる場合（利用者みなし指定を受けた場合）は、当該市町村へも更新申請を行う必要があります。

なお、介護予防通所介護については、これまで通り県へ更新申請を行います。

**Q 2 事業所の所在地以外のみなし指定（利用者みなし指定）については、該当する利用者個人に限られた指定とのことだが、利用が終了した際に手続きは必要か。**

A 2 利用が終了した時点でみなし指定も終了することから、廃止届を指定権者（当該利用者の保険者）に提出してください。

**Q 3 住所地特例対象施設である有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の入居者は、施設所在地市町にある地域密着型通所介護事業所を利用できるか。**

A 3 住所地特例対象施設の入居者が利用できる（介護予防）地域密着型サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護に限定されていますが、地域密着型通所介護も対象となる予定です。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸方式のサービス付き高齢者向け住宅の入居者については、平成27年4月1日以降に該当する施設に入居した者のみ利用可能です。

### ※住所地特例

介護保険の被保険者が、他市町村にある住所地特例対象施設に入所（入居）し、当該施設に住所を変更した場合であっても、引き続き元の住所地の市町村の被保険者になるという制度。

**【例】**

- ・ X通所介護事業所（A市所在）
- ・ Yサ高住（A市所在。住所地特例対象施設）
- ・ Zさん（B市にある自宅からYサ高住に平成27年10月に転居。保険者はB市）

⇒ ZさんはB市の被保険者であるが、住所地特例対象者なので、居住するA市の地域密着型サービスを利用することができる。

X通所介護事業所は、A市の指定でZさんに対するサービス提供が可能。

**Q4 設置が義務づけられる運営推進会議とはどのようなものか。**

A4 運営推進会議は、事業所が自ら設置するもので、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的としています。

運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる）、市町村の職員または地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等で構成します。

おおむね6月に1回以上開催して活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける必要があります。また、それらを記録し、公表する必要があります。